寄せられたご意見と市の考え方

(下松市犯罪被害者等支援条例(案)についてのパブリックコメント)

●提出された意見合計 4件(1人)

※提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

番号	項目	意見(要訳)	市の考え方
1	第2条第5号 市民等の定義	市民等の等の範囲、市外の方の扱いが分かりにくいと思いました。 「市内に住所を有している者。市外から通勤通学し、または滞在している者をいう。」との表現がいいと思います。	市民等の定義ではいず れかを満たしている者 を要件としており、法制 執務上の観点から、原文 のままとさせていただ きます。
2	第9条 経済的負担の 軽減	この項目だけ、「市長は、犯罪被害者等が・・・ 市長が規則で定めるものに対し、・・・」となっている理由がわかりませんでした。 「市は、犯罪被害者等が・・・市が規則で定めるものに対し・・・」でよいのではないかと思います。	予算の執行を伴う内容 であり、策定中の下標 犯罪被害者等見舞を 犯罪被害者等見無不 結規則及び下松支援 被害者等生活支援 でがあるため、原文のます とさせていただきます。
3	第18条 意見の反映及 び透明性の確 保	文が1文で、「ための」や「の」 が多いように思いました。 「市は、犯罪被害者等支援施 策の適正な策定及び実施に有 るため、犯罪被害者等、施 者、市民等からの意見を確 者、応 受過程の透明性を確保する を整備するの を整備するの を整備するの を を な が と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	犯罪被害者等基本法第 23条「意見の反映及び 透明性の確保」に基づき 条文を作成しているた め、同条の規定に合わ せ、原文のままとさせて いただきます。

4	附則 施行期日		下松市犯罪被害者等見 舞金支給規則及び活生 事犯罪被害者等生活支援助成金交付規則を 定中であり、原文のとおり令和5年4月1日 行とさせていただきま す。
---	------------	--	---